

# 雇用保険適用事業所設置手続きについて

## 一元適用事業所

- ・労働保険関係成立届を大津労働基準監督署に提出した後、ハローワーク草津に下記書類を提出してください。

大津労働基準監督署  
077-522-6641  
〒520-0806 大津市打出浜 14 番 15 号

## 二元適用事業所

- 建築・土木・電気工事・設備工事等の建設の事業
- 農林水産の事業
- 都道府県および市町村の行う事業
- ・ハローワーク草津に下記書類を提出してください。

### 【提出書類】

- ① 雇用保険適用事業所設置届（1枚）
- ② 雇用保険被保険者資格取得届または転勤届（被保険者1人につき1枚）
- ③ 労働保険関係成立届（二元適用事業所のみ）
- ④ 労働保険概算保険料申告書（二元適用事業所のみ）

### 【添付書類】

- ① 法人の場合 → 登記事項証明書（原本）  
個人の場合 → 事業主世帯全員の住民票写し（原本）
- ② 許認可の必要な事業については、許・認可書、登録書等
- ③ 事業活動を示す書類（設置する場所の住所、会社名が確認できるもの）2～3点  
工事契約書、請負契約書、注文書、請求・納品書、賃貸借契約書、税務書類等
- ④ 雇用実態が確認できる書類（すべて必須）・賃金支払いがまだの場合は賃金台帳は省略可  
雇用契約書または雇入通知書、労働者名簿、出勤簿（タイムカード）、賃金台帳  
＊これらの帳簿等は労働基準法等により作成しなければならないものです。（裏面参照）
- ⑤ 労働保険関係成立届事業主控（一元適用事業所のみ）＊監督署に提出済みのもの
- ⑥ 6ヶ月以上の遡りの設置については、納税証明書等税務行政機関による証明（納税証明その1）

### 《提出期限》

適用事業に該当した日（労働者を雇用する事業の開始日）の翌日から10日以内

### 《その他の注意事項》

- ・事業主、同居の親族、取締役、監査役、理事などは原則として被保険者に該当しません。
- ・必要に応じて、事業実在の確認のため書類の追加依頼や実地調査を行う場合があります。
- ・パートタイムの場合は雇用契約書または雇入通知書で労働条件が明確に定められているか確認させていただきます。

ハローワーク草津 雇用保険課 適用係

TEL : 077-562-3720 (21#) FAX : 077-562-9692

メールアドレス : kusatsukoyohoken@mhlw.go.jp